

鴨川市小湊さとうみ学校の設置及び管理に関する条例（抜粋）

令和 5 年 4 月 1 日時点

別表第 1（第 11 条関係）

1 交流棟

区分		使用料
文化交流室		無料
談話室	営利又は宣伝を目的としない場合	無料
	営利又は宣伝を目的とする場合	1 室 1 時間につき 300 円
多目的室	営利又は宣伝を目的としない場合	1 室 1 時間につき 500 円
	営利又は宣伝を目的とする場合	1 室 1 時間につき 2,500 円
客室	宿泊を伴う場合	1 人 1 泊につき 3,000 円
	宿泊を伴わない場合で営利又は宣伝を目的としないとき	1 室 1 時間につき 500 円
	宿泊を伴わない場合で営利又は宣伝を目的とするとき	1 室 1 時間につき 2,500 円
浴室		1 人 1 回につき 500 円

備考

- (1) 1 時間に満たない時間は、1 時間として使用料を算出するものとする。(以下同じ。)
- (2) 本市に住所を有しない者(市内の事業所又は事務所に勤務する者及び市内の学校に通学する者を除く。以下「市外利用者」という。)が利用する場合の使用料の額は、上記の額の 2 倍の額とする。
- (3) 市外利用者が営利又は宣伝を目的としない利用をする場合の談話室の使用料の額は、市外利用者が営利又は宣伝を目的とする利用をする場合の使用料の額の 5 分の 1 の額とする。
- (4) 午後 5 時から午後 9 時まで利用する場合の多目的室及び客室(宿泊を伴わない場合に限る。)の使用料の額は、上記の額の 1.5 倍の額とする。
- (5) 客室に宿泊する者が利用する場合の多目的室の使用料の額は、上記の額の 2 分の 1 の額とする。
- (6) 中学生、高校生及び大学生並びにこれらに準ずる者が利用する場合の多目的室及び客室の使用料の額は、上記の額の 4 分の 3 の額とし、未就学児及び小学生並びにこれらに準ずる者が利用する場合の多目的室及び客室の使用料の額は、上記の額の 2 分の 1 の額とする。
- (7) 客室に宿泊する者が利用する場合の浴室の使用料は、無料とする。
- (8) 浴槽を利用することができない場合の浴室の使用料の額は、上記の額の 2 分の 1 の額とする。

2 体育館

区分			1 時間当たりの使用料	
			午前 8 時 30 分から 午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで
アリーナ	入場料を徴収	営利又は宣伝を目的	円 1,200	円 1,800

	しない場合	としない場合		
		営利又は宣伝を目的とする場合	6,000	9,000
	入場料を徴収する場合	営利又は宣伝を目的としない場合	3,000	4,500
		営利又は宣伝を目的とする場合	12,000	18,000
冷暖房			1,100	1,100

備考

- (1) 市外利用者が利用する場合の使用料(冷暖房の利用に係る使用料を除く。)の額は、上記の額の2倍の額とする。
- (2) 高校生及び大学生並びにこれらに準ずる者が利用する場合の使用料(冷暖房の利用に係る使用料を除く。)の額は、上記の額の4分の3の額とし、未就学児、小学生及び中学生並びにこれらに準ずる者が利用する場合の使用料(冷暖房の利用に係る使用料を除く。)の額は、上記の額の2分の1の額とする。
- (3) 開場時間(午前8時30分から午後9時まで)の前又は後に利用する場合の使用料(冷暖房の利用に係る使用料を除く。)の額は、午後5時から午後9時までの額とする。
- (4) 2分の1以内の部分の利用を許可するものとし、その場合の利用に係る使用料の額は、上記の額の2分の1の額とする。
- (5) 準備、リハーサル等に利用する場合の使用料(冷暖房の利用に係る使用料を除く。)の額は、上記の額の2分の1の額とする。

3 フットサルコート

区分			1面1時間当たりの使用料	
			午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
グラウンド	入場料を徴収しない場合	営利又は宣伝を目的としない場合	円 600	円 900
		営利又は宣伝を目的とする場合	3,000	4,500
	入場料を徴収する場合	営利又は宣伝を目的としない場合	1,500	2,250
		営利又は宣伝を目的とする場合	6,000	9,000
照明			400	400

備考

- (1) 市外利用者が利用する場合の使用料(照明の利用に係る使用料を除く。)の額は、上記の額の2倍の額とする。
- (2) 高校生及び大学生並びにこれらに準ずる者が利用する場合の使用料(照明の利用に係る使用料を除く。)の額は、上記の額の4分の3の額とし、未就学児、小学生及び中学生並びにこれらに準ずる者が利用する場合の使用料(照明の利用に係る使用料を除く。)の額は、上記の額の2分の1の額とする。
- (3) 開場時間(午前8時30分から午後9時まで)の前又は後に利用する場合の使用料(照明の

利用に係る使用料を除く。)の額は、午後5時から午後9時までの額とする。

(4) 午前8時30分から午後5時までの間の個人利用(市外利用者以外の者の利用に限る。)は、無料とする。

4 附属設備

区分	使用料
椅子	1日につき1脚 50円
机	1日につき1脚 110円

備考 営利又は宣伝を目的としない場合は、無料とする。